組合員及びその扶養家族の方へ

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　地方職員共済組合大分県支部事務長

被扶養者の認定について

　被扶養者の認定要件について、下記をご確認のうえ、**事実発生日から３０日以内**に被扶養者認定申告書を提出してください。

１　被扶養者として認定されない場合

①　共済組合の組合員、健康保険の被保険者及び船員保険の被保険者である者。

②　被扶養者としようとするその者について、当該組合員以外の者が勤務先から扶養手当又はこれに相当する手当を受けている場合。

③　被扶養者としようとするその者について、組合員が他の者と共同して扶養しているときで、社会通念上、組合員が主たる生計維持者でない場合。

④　年額（※）１３０万円以上（雇用保険の基本手当等を受給中の者は日額３，６１２円以上）の収入がある者。

ただし、次のア又はイに該当するときは、年額１８０万円以上の収入がある者。

ア　その者の収入の全部又は一部が公的年金等のうち、障害を支給事由とする給付に係る収入である場合。

イ　６０歳以上の者であって、その者の収入の全部又は一部が公的年金等に係る収入である場合。

※　**年額とは、向こう１年間の収入（通勤手当等含む）のことで、１月から１２月までという区切りではありません。**

　　　　　　　例えば、３月から翌年２月、９月から翌年８月等の１年間の収入です。

　　⑤　被扶養者と組合員が別居している場合、組合員の送金額が当該被扶養者等（被扶養者と世帯を同じくする者を含む）の全収入(組合員その他の者の送金等による収入を含む)の３分の１未満の場合。

２　被扶養者証の検認

共済組合では毎年１回、被扶養者の資格の有無を確認するため、検認を行っています。検認により上記１に該当していたことが判明した場合、被扶養者の認定（被扶養者証及び国民年金第３号）を遡って取り消すことになります。

**遡って取り消しとなった場合、医療費７割分の返還（資格喪失日以降に被扶養者証を使用していた場合）や、国民健康保険及び国民年金に加入するための保険料の支払いも必要となります。**